



### 3-5 給食室からのお知らせ

#### (1) 学校給食について

学校給食のねらいは、望ましい食生活の確立・児童の栄養改善・健康増進を図ることです。これらのねらいを達成するために児童一人当たりの学校給食実施基準（市川市の基準値）を参考にして、献立を立てています。

#### (2) 給食費について

市川市では令和5年度から、市立学校（小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校）に通う児童生徒の学校給食費を無償化することになりました。

詳しくは、市川市教育委員会のHPを参照してください。

(<https://www.city.ichikawa.lg.jp/edu08/0000358030.html>)

## 給食の申し込みは必要です。×切 令和5年2月28日（火）

#### 【申し込みの流れ】

別紙「令和5年度版 新入生保護者の皆様 学校給食申出書の提出をお願いします」（新一年生保護者説明会で配付）を参照し、QRコードより申請サイトにアクセスいただき必要事項を入力してください

※学校給食を申し込まない場合も、申出書の提出は必要です

※受験等により入学が不確定な場合も、提出してください（提出後に申し込まないこととなった場合は、再提出をお願いします）

※電子申請がご利用できない場合は、各学校へご相談ください

#### (3) 給食の実施状況

①給食形態・・・週5回の完全給食です。

##### ②主な給食の内容

○米飯・・・週4回実施 食育交流事業の取組の一つとして、千葉県産コシヒカリで白飯、混ぜご飯等を実施。

○パン・・・月1～2回程度実施。食パン・コッペパンを基本とし、主に揚げパン、ホットサンドなどに調理して提供。

○麺類・・・月1～2回程度実施。スパゲッティ、うどん、中華麺等。



#### (4) 給食当番について

毎週順番に配膳を行います。

【お願い】白衣は1週間の終わりに、その週の当番が持ち帰り洗濯・アイロンをして翌週の当番に引き継ぎます。

(5) 食物アレルギー対応について（市川市学校給食における食物アレルギー対応参照）

○対応の内容

- ①毎年行うアレルギー面談後、アレルギー対応児童の詳細や対応内容等が記載する「食物アレルギー対応 取り組みプラン」の作成及び保管。
- ②来月の対応を日にち別に記載した「対応チェック献立表」給食の使用食材を細かく示した「詳細献立表」の作成及びご家庭用・教室用に配布。
- ③除去食の実施。（除去が出来ないものはご家庭から弁当持参）  
※除去食・・・市川市では「卵・乳・えび・かに」の4種類について除去食対応としています。  
（学校体制、調理場の作業環境、アナフィラキシーの有無等で対応できない場合もあります）完全除去になります。

○対応の決定

医師の診断を元に対応を決定します。対応を希望する場合は、かかりつけの医師やご家庭で記入して頂き、提出してもらう所定の書類一式をお渡しして、今後の説明をします。書類の提出がない場合、対応は出来ません。

食物アレルギーがある場合は、入学前に余裕をもって、学校に連絡及び書類提出をお願いします。

（直前の申請の場合対応が遅れてしまう可能性があります。）

【提出書類】

- ①「学校生活管理指導表」（医師記入）
- ②「市川市学校給食食物アレルギー対応 実施申請書」（ご家庭記入）
- ③「食物アレルギー状況問診票」（ご家庭記入）
- ④「1年以内に行なったアレルギー検査の結果」（病院発行・初回の申請時は必須）
- ⑤「食物アレルギー給食対応 同意書」（ご家庭記入）